上 田 勉

中間貯蔵施設の見学会に参加して

12月13日、中間貯蔵施設の見学会に参加しました。主催は、中間貯蔵工事情報センターです。

中間貯蔵施設は、福島県の除染や解体した建物を受け入れて保管する施設です。保管の期間は 30 年間、その後は福島県外に移管することが、国と福島県の間で決められています。しかし、福島県外では受け取取ってもらえない、とほとんどの県民は思っています。土地の地権者は、土地を環境省に売ったり、地上権を設定して地代をもらっています。私は地上権を設定して良かったと思います。土地を国に売ってしまえば、中間貯蔵施設が永久に残ってしまうことになりかねないからです。

見学時間は約 1 時間半ぐらいです。帰還困難区域の中をバスは行きます。途中には熊町小学校の校舎も見えます。そして、サンライトおおくまという介護施設でバスを降りました。原発事故の時は、約 100 人の人が入居していて、職員は約 40 人の人が働いていました。避難するためには、大変な苦労があったと思います。この場所の真ん前が福島第一原発です(約 1.2km 先)。1F が見える絶好のロケーションです。放射線量は、 $1.5 \mu S$ (シーベルト)/時間 [許容基準値は $0.23 \mu S$ /時間] です。また、福島県のヒラメの水産試験場の建物は、津波で壊されで、鉄骨のままで建っています。最後に、双葉町の正八幡神社に降りて、見学しました。

次に「見学の手引き」から引用します。

「中間貯蔵施設とは、福島県内の除染に伴い発生した除去土壌やあ廃棄物、10万 Bq(ベクレル)/kg を超える焼却灰陶を貯蔵するための施設です。中間貯蔵施設は、東京電力福島第一原子力発電所を取り囲む形で、大熊町・双葉町に整備しています。全体面積は約16kmであり、東京ドームの約340倍の広さになります。受入・分別施設と土壌貯蔵施設に分かれます。受入・分別施設とは、搬入された除去土壌を、土壌と可燃物・石等に分別するための施設です。出入口を二重扉にし、屋内を負圧状態にする等、放射性物質の管理を徹底しています。土壌貯蔵施設とは、分別した土壌を安全に貯蔵するための施設です。土壌貯蔵施設の底面と堰堤(えんてい)は遮水シートにより覆われており、貯蔵している土壌に触れた水(浸出水)が外部に漏れないような構造となっています。浸出水は、水処理施設で処理し、放射能濃度を測定して以上が無いことを確認してから放流します。」

私が一番大変だと思ったのは、進出水の放射線量をどのようにして減らして、外部に放流するのか、だと思いました。放流水は、川を伝って、海へ流れ出ます。最後は、帰還困難区域をどこまで除染するのかという問題です。地元自治体は、全ての地域を除染することを要望しています。しかし、国は帰還困難区域の住民に対して、帰還するかしないかのアンケートを取って、帰還する意思のある住民の土地だけを除染する考えです。自分の家を除染しても、近所の家が除染されてなければ、希望する住民も帰れないのです。



【中間貯蔵施設内の土壌貯蔵施設(大熊町)】



【福島第一原発 手前は放射能汚染水の貯蔵タンク (大熊町)】